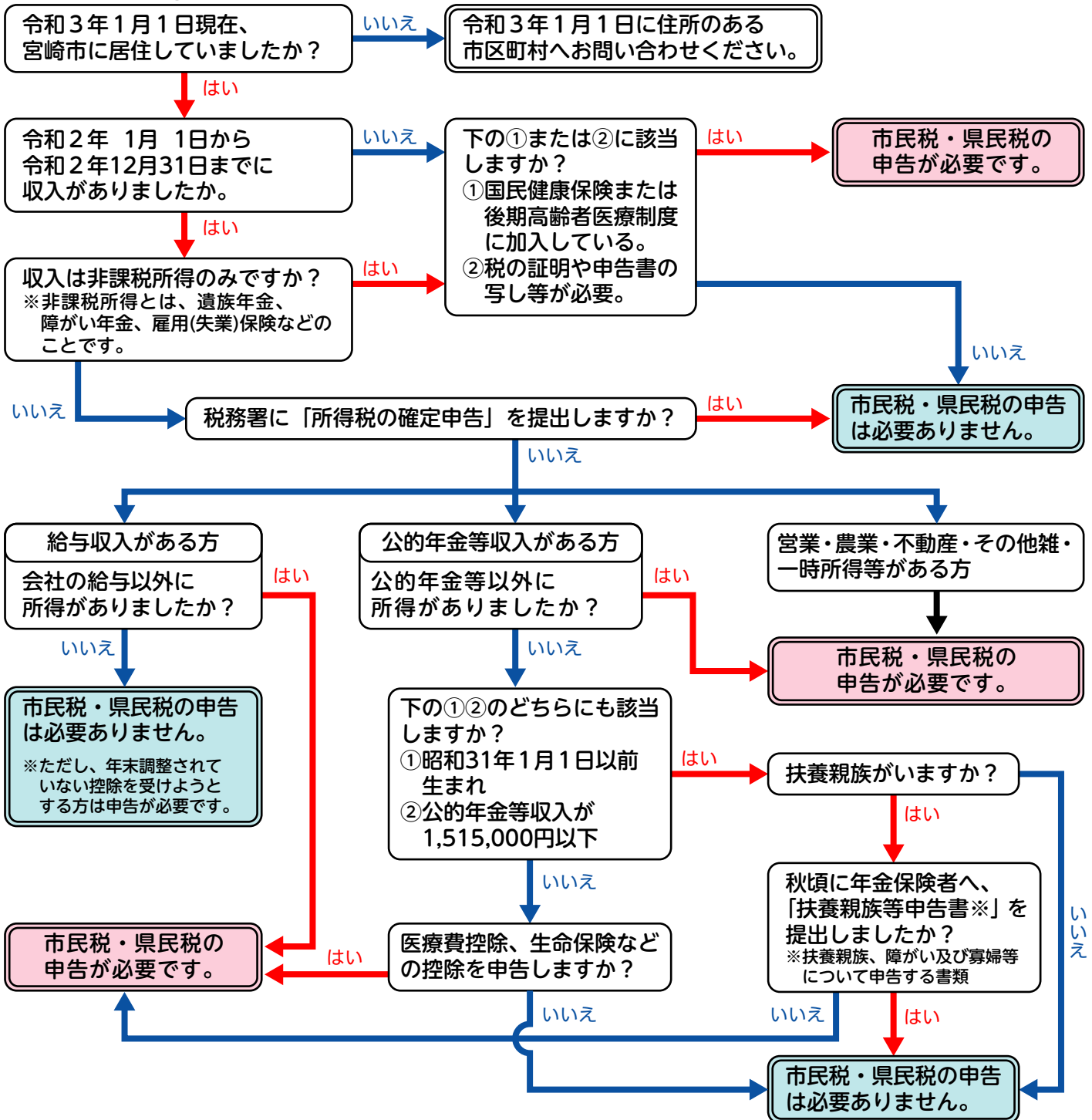


令和3年度 市民税・県民税申告の手引き<宮崎市>

この手引きをご参照のうえ、申告の必要がある方は、申告期限までにご提出をお願いいたします。

申告が必要か確認しましょう



**公的年金等収入
400万円以下
の方へ**

前年中の公的年金等収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の方は、所得税の還付を受ける場合を除き、所得税の確定申告をする必要はありませんが、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など）を受けようとする場合は、市民税・県民税申告書を提出してください。

◆この手引きは、一般的な事項について説明してあります。ご不明な点はお問い合わせください。
 【お問い合わせ先】 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号 宮崎市役所 税務部 市民税課
 電話(0985)21-1748・FAX(0985)38-9557

申告書の書き方 令和3年度 市民税・県民税申告書

- ・申告書は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの期間について記入してください。
- ・申告書は、黒または青のボールペンで記入してください。
- ・住所、氏名、生年月日、電話番号を必ず記入し、押印してください。
- ・該当する収入・所得、所得控除の項目を記入してください。

■申告書表面

令和3年度市民税・県民税申告書

宮崎市長宛 令和 年 月 日提出 代理申告者 氏名： (続柄：)

令和3年1月1日の住所	宮崎市橘通西1-1-1	電話番号	0985 - 21 - 1748
現住所	同上	職業	自営業
フリガナ	ミヤザキ タロウ	世帯主の氏名	宮崎 太郎 <small>世帯主との続柄</small>
氏名	宮崎 太郎	個人番号	123456789012
生年月日	明・大・昭平・令 27年4月16日生	宛名コード	



C 所得から差し引かれる金額に関する事項

13-1 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補填される金額	10万円が総所得金額等×5%のいずれか少ない方の金額							
	350,000	50,000	100,000							
13-2 医療費控除の特例	対象商品の購入金額を記入してください。	スイッチOTC医薬品支払額								
14 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類							
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額							
15 社会保険料控除	国民健康保険	270,000	国民年金	158,000						
	後期高齢者医療保険		()							
	介護保険	27,000	合計	455,000						
16 小規模企業共済等掛金控除										
17 生命保険料控除	新生命保険料の支払額	旧生命保険料の支払額								
	8706 150,000	6506 100,000								
	新個人年金保険料の支払額	旧個人年金保険料の支払額								
	8806 100,000	6606 120,000								
	介護医療保険料の支払額									
	8906 120,000									
18 地震保険料控除	地震保険料の支払額	旧長期損害保険料の支払額								
	50,000	6806 20,000								
19 寡婦、ひとり親、勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 未帰還	<input type="checkbox"/> ひとり親控除 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)								
申告者本人が障がい者の場合は、障がいの程度を記入してください。 ⑳障がいの程度 身・精・療・他 級										
㉑ 控除対象配偶者等	氏名	宮崎 花子	生年月日	明・大・昭平・令 27. 11. 27						
	個人番号	987654321098	⑳障がいの程度	身・精・療・他 級						
同居・別居	合計収入	給与	円	年金	1,030,000	円	合計所得	7906	0	円
㉒ 扶養親族に関する事項(扶養親族と別居又は書ききれない場合は裏面K欄に記入してください。)										
氏名	宮崎 二郎	生年月日	明・大・昭平・令 50. 8. 6	同居・別居	同・別	続柄	子	障がいの程度	身・精・療・他 級	
個人番号	234567890123									
氏名	宮崎 はな	生年月日	明・大・昭平・令 2. 1. 9	同居・別居	同・別	続柄	母	障がいの程度	身・精・療・他 2級	
個人番号	345678901234									
氏名	宮崎 三郎	生年月日	明・大・昭平・令 16. 8. 6	同居・別居	同・別	続柄	孫	障がいの程度	身・精・療・他 級	
個人番号	765432109876									
氏名		生年月日		同居・別居	同・別	続柄		障がいの程度	身・精・療・他 級	
個人番号										

A 収入金額等	事業	営業等	ア	2,600,000
	業	農 業	イ	
	不動産	ウ	960,000	
	利子	工		
	配当	オ		
	給与	カ	700,000	
	公的年金等	キ	2,278,600	
	雑業	ク		
	その他	ケ		
	短期	コ		
	長期	サ		
一時	シ			
B 所得金額等	事業	営業等	①	1,040,000
	業	農 業	②	
	不動産	③	670,000	
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥	50,000	
	公的年金等	⑦	1,178,600	
	雑業	⑧		
	その他	⑨		
	⑦～⑨の合計	⑩	1,178,600	
	総合譲渡一時	⑪		
合計	⑫	2,878,600		

※源泉徴収票、控除証明書などの必要書類(コピー可)は、この申告書に貼りつけずに提出してください。

3～5ページ参照

F 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

給与から差引(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

※この欄は記入しないでください

障がい	本人	配偶者							扶養人数			扶養障がい			送還区分		
		控	老	配	老	同	同	特	同	老	他	年	同	特	普	次	継
普	特	1	2	3	4	6	7										
寡婦控除(ひとり親控除)		専従者		7886 配特控除(国)		2103 総合短期譲渡経費差引後											
寡婦		ひとり親		死別		配専		他専		万円		2603 一時所得経費差引後		2303 総合長期譲渡経費差引後			
1	4	6	1	2													

D 事業専従者に関する事項

氏名	生年月日	従事月数	続柄	専従者給与(控除)額
	明・大・昭平・令			円
個人番号		ヶ月		円
	明・大・昭平・令			円
個人番号		ヶ月		円
青色申告特別控除額		円	専従者給与(控除)額の合計額	円

E 寄附金に関する事項

都道府県；特例控除市区町村；対象	寄附先	9538	24	円	
特例控除対象以外	寄附先	9638	25	円	
宮崎県共同募金会、日本赤十字社宮崎県支部	寄附先	9838	26	円	
条例指定分	宮崎県	寄附先	9738	27	円
	宮崎市	寄附先		円	

医療費控除	6206	配当割額	9138	免税所得	0303
医療費控除の特例		株譲割額	9238	専給(本人)	1501
雑損控除	6106	非課税所得	5603	所得金額調整控除	1
社保控除	6306	受付	入力	点検	
小規模控除	6406				
生保(国)	6786				
地震(国)	8586				



資・賦・扶・個

6～10ページ参照

収入・所得金額

(令和2年1月1日から令和2年12月31日までの期間についてご記入ください。)

収入があった方(以下5ページ参照)

所得がなかった場合

- (1) 表面「⑫」に0と記入してください。
- (2) 裏面「J」の該当箇所をご記入ください。

非課税所得のみの場合

- 雇用(失業)保険、遺族年金、障がい年金など。
- (1) 表面「⑫」に0と記入してください。
 - (2) 裏面「J」の「4.」の該当箇所を○で囲み、年間受給金額を併せてご記入ください。

■申告書表面

合 計	3503	⑫	円
-----	------	---	---

□申告書裏面

J 所得がなかった方の記載欄 (任意記入欄)

- 次の方の扶養になっていた、又は援助を受けていた。
住所 同居・別居 ()
氏名 (あなたとの続柄)
- 学生・生徒で収入がなかった。(令和2年12月31日の現況)
大学・大学院 短大 専門学校 その他 () 年卒業予定
- 雇用(失業)保険・労災保険等を受給していた。
受給期間 年 月から 年 月まで
- 令和2年中に非課税所得があった。
遺族年金・障がい年金・傷病手当金 年間受給金額 (5603) 円
その他 ()
- 生活保護法による生活扶助を受給していた。
受給期間 年 月から 年 月まで
- その他 (令和2年中どのように生計を立てていましたか。)

給与所得

必要書類：源泉徴収票

◎令和3年度改正
 ・控除額を一律10万円引き下げ。
 ・所得金額調整控除の創設。
 ・控除の適用される給与収入額及び上限額の変更。

給与、賞与、賃金、パート収入など。

- (1) 収入金額を申告書の「カ」に記入してください。
収入金額 = 源泉徴収票の「支払金額」
- (2) 給与所得を申告書の「⑥」に記入してください。
所得金額 = 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」

※給与所得が不明な場合は、下記の速算表を用いて算出してください。

※源泉徴収票がない場合は、裏面「G 月別給与収入等記載欄」を記入してください。合計金額が収入金額となります。

※**手取り金額ではなく、社会保険料や所得税などが引かれる前の金額を記入してください。**

■申告書表面

給 与	1401	カ	円
給 与	⑥		円

給 与 収 入 額 (円)	給 与 所 得 額 (円)		
550,999円	0円		
551,000円 ~ 1,618,999円	給与収入額 -	550,000円	
1,619,000円 ~ 1,619,999円		1,069,000円	
1,620,000円 ~ 1,621,999円		1,070,000円	
1,622,000円 ~ 1,623,999円		1,072,000円	
1,624,000円 ~ 1,627,999円		1,074,000円	
1,628,000円 ~ 1,799,999円	÷ 4,000 × 4,000 (小数点以下切捨)	× 60%	+ 100,000円
1,800,000円 ~ 3,599,999円	÷ 4,000 × 4,000 (小数点以下切捨)	× 70%	- 80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円	÷ 4,000 × 4,000 (小数点以下切捨)	× 80%	- 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円		× 90%	- 1,100,000円
※8,500,000円 ~			- 1,950,000円

※給与収入が850万円を超え、本人、同一生計配偶者または扶養親族が特別障がい者、もしくは23歳未満の扶養親族がいる場合は以下のとおり計算し、申告書裏面「O 所得金額調整控除に関する事項」を記載してください。

8,500,000円 ~ 9,999,999円	× 90%	- 1,100,000円
10,000,000円 ~		- 2,100,000円

⚠ 給与所得と公的年金等所得の両方がある人は、以下のとおり計算してください。

給与と公的年金等の所得があり、その合計額が10万円を超える場合、各所得(※それぞれ10万円を超える場合は10万円とする)の合計から10万円を控除した額を、給与所得から控除します。

(計算例① 63歳) 年金収入 680,000円 → (4ページ計算表) → 年金所得 80,000円
 給与収入 900,000円 → (上記計算表) → 給与所得 350,000円

合計430,000円 > 10万円



年金所得 給与所得※
 (80,000円 + 100,000円) - 100,000円 = 80,000円を給与所得から控除します。

最終的に申告書に記入する金額は、**公的年金等所得80,000円 給与所得270,000円**

(計算例② 71歳) 年金収入1,300,000円 → (4ページ計算表) → 年金所得200,000円
 給与収入 800,000円 → (上記計算表) → 給与所得250,000円

合計450,000円 > 10万円



年金所得※ 給与所得※
 (100,000円 + 100,000円) - 100,000円 = 100,000円を給与所得から控除します。

最終的に申告書に記入する金額は、**公的年金等所得200,000円 給与所得150,000円**

★公的年金等所得の計算方法は4ページをご参照ください。計算例①②いずれも公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下とした場合で計算しております。

雑所得(公的年金等、業務、その他)

・公的年金等 必要書類：年金の源泉徴収票

◎令和3年度改正
 ・控除額を一律10万円引き下げ。
 ・所得に応じ段階的に控除額減少。
 ・控除額の上限を設定。

国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給など。

(1) 公的年金等収入金額を表面「キ」に記入してください。

収入金額 = 源泉徴収票の「支払額」

※複数の年金がある場合はすべて合算してください。

※遺族年金・障がい年金などは、非課税所得ですので、裏面「J」に記入してください。

(2) 「キ」の金額から下記の速算表を用いて所得を計算し、表面「⑦」に記入してください。

(3) ⑦公的年金等と⑨その他雑所得の合計を「⑩」に記載してください。

年齢	公的年金等の収入金額(円)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額(円)								
		1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超						
65歳未満 S31.1.2 以降生	1～1,300,000	－	600,000	－	400,000					
	1,300,001～4,100,000	×75%	－	275,000	×75%	－	175,000	×75%	－	75,000
	4,100,001～7,700,000	×85%	－	685,000	×85%	－	585,000	×85%	－	485,000
	7,700,001～10,000,000	×95%	－	1,455,000	×95%	－	1,355,000	×95%	－	1,255,000
	10,000,001～		－	1,955,000		－	1,855,000		－	1,755,000
65歳以上 S31.1.1 以前生	1～3,300,000		－	1,100,000		－	1,000,000		－	900,000
	3,300,001～4,100,000	×75%	－	275,000	×75%	－	175,000	×75%	－	75,000
	4,100,001～7,700,000	×85%	－	685,000	×85%	－	585,000	×85%	－	485,000
	7,700,001～10,000,000	×95%	－	1,455,000	×95%	－	1,355,000	×95%	－	1,255,000
	10,000,001～		－	1,955,000		－	1,855,000		－	1,755,000

・その他雑所得 必要書類：収入金額等の分かる明細書

個人年金・互助年金・簡保の定期年金(必要経費は掛金の一部)、原稿料、印税、講演料、放送謝金など。

(1) 収入金額などを裏面「I 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」及び表面「ケ」に記入してください。

(2) 収入金額から必要経費を引いて差引金額を算出し、表面「⑨」に記入してください。

(3) ⑦公的年金等と⑨その他雑所得の合計を「⑩」に記載してください。

※「業務」欄については記載しないでください。

国の様式に準じて枠を設けておりますが、令和3年度の申告では不要です。

■申告書表面

雑	公的年金等	1801	キ		円
	業務		ク		円
	その他		ケ		円
雑	公的年金等		⑦		円
	業務		⑧		円
	その他	1903	⑨		円
	⑦～⑨の合計	2003	⑩		円

事業所得(営業・農業)・不動産所得

必要書類：収支内訳書

・営業等…卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業など、いわゆる営業の他、医師、弁護士、作家、俳優、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生ずる所得。

・農業…農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得。

・不動産…地代、家賃などの所得。

(1) 営業等・農業・不動産について、裏面「H 事業所得・不動産所得に関する事項」に記入し、収入金額を表面の「ア」「イ」「ウ」に記入してください。

(2) 営業等・農業・不動産それぞれの所得について、表面「①」「②」「③」に記入してください。

※「所得金額」= 収入金額-必要経費

※事業専従者がいる場合は、表面「D 事業専従者に関する事項」に専従者の氏名、フリガナ、生年月日及び個人番号(マイナンバー)等を記入してください。

※収支の計算については、別途「収支内訳書」をご利用ください。(営業所得、不動産所得兼用)

→次ページにつづく

□申告書裏面

H 事業所得・不動産所得に関する事項

※収入、経費の内訳については別途収支内訳書を記入のうえ、あわせて提出してください。

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得
		円	円	円

■申告書表面

事業	業種	区分	収入金額	所得金額
事業	営業等	A		
事業	農業	I		
不動産	不動産	U		
事業	営業等	0103	①	
事業	農業	0203	②	
不動産	不動産	0603	③	

■収支内訳書表面(収入、各種経費、所得等 ※営業用、不動産用兼用)

表	年分収支内訳書		住所 宮崎市		業種名
	(一般 / 不動産 所得 兼用) (自 月 日 至 月 日)		フリガナ 氏 名	印	電話番号
一般用			不動産用		
収入金額	科 目	金額(円)	収入金額	科 目	金額(円)
	売上(収入)金額 ①			家賃収入 ①	
	家事消費 ②			地代収入 ②	
	その他の収入 ③			権利金・その他 ③	
	計(①+②+③) ④			計(①+②+③) ④	
	旅費交通費 ①				
	通信費 ②				
	広告宣伝費 ③				
	接待交際費 ④				

○不動産所得の収入の内訳

貸地/貸家の別	不動産の所在地	借借人の氏名	年額
貸地・貸家			

□収支内訳書裏面(事業専従者の氏名等、給料賃金の内訳、地代家賃の内訳、減価償却費の計算)

裏	(一般 / 不動産 所得 兼用)		○事業専従者の氏名等					○給料賃金の内訳						
	一般用/不動産用の別	フリガナ	氏名	生年月日	続柄	従事月数	専従者控除額	一般用/不動産用の別	フリガナ	氏名	生年月日	住所	月数	支払金額
	一般・不動産			明・大 昭・平	年 月 日			一般・不動産			明・大 昭・平	年 月 日		
	一般・不動産			明・大 昭・平	年 月 日			一般・不動産			明・大 昭・平	年 月 日		
	一般・不動産			明・大 昭・平	年 月 日			一般・不動産			明・大 昭・平	年 月 日		
	一般・不動産			明・大 昭・平	年 月 日			一般・不動産			明・大 昭・平	年 月 日		
				一般計							一般計			
				不動産計							不動産計			

※受領者の市県民税課税資料となりますので、氏名住所は正確に記入してください。
記載欄が不足する場合は、別紙(様式任意)に記入し添付してください。

利子所得 必要書類：収入金額等の分かる明細書等

公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託の分配金などの所得。※ただし、源泉分離課税されたものは除きます。表面「エ」及び「④」に記入してください。

配当所得 必要書類：収入金額等の分かる明細書等

株式配当、出資配当、余剰金の配分、証券投資信託の利益分配などの所得。表面「オ」及び「⑤」に記入してください。

※大口以外の上場株式の配当については源泉徴収されるので申告は原則不要です。

総合譲渡所得・一時所得 必要書類：収入金額等の分かる明細書等

総合譲渡所得 …土地・建物・株式等以外の資産(営業権・車両・機械器具等)の譲渡による所得。所有期間によって長期(5年超)と短期(5年以内)に区分されます。特別控除が50万円まであります。裏面「M 総合譲渡所得・一時所得に関する事項」、表面「コ」「サ」「⑪」に記入してください。

一時所得 …生命保険の満期返戻金、立ち退き料などの一時的な所得。特別控除が50万円まであります。裏面「M 総合譲渡所得・一時所得に関する事項」、表面「シ」「⑪」に記入してください。

(注意) 必要書類の記載がある項目について、申告の際に提示または添付がない場合は控除が受けられません。

所得控除(所得から差し引かれる金額) (令和2年1月1日から令和2年12月31日までの期間について) ご記入ください。

医療費控除

必要書類：医療費控除に関する明細書
一定の取組を証明する書類 (セルフメディケーション税制のみ)

- あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和2年中に支払った医療費等がある場合に、以下の計算式によって計算した額の控除が受けられます。(上限額200万円)

$$\text{【控除額】} = \text{支払った医療費} - \text{保険金などで補填される金額} - \left[\begin{array}{l} 10万円 \text{ 又は } \text{総所得金額等} \times 5\% \\ \text{いずれか少ない方の金額} \end{array} \right]$$

■申告書表面

⑬-1	支払った医療費	保険金などで補填される金額	10万円が総所得金額等×5%のいずれか少ない方の金額
医療費控除	円	円	円

※申告する場合は、「医療費控除に関する明細書」の提出が必要になっています。

明細書は、各自で作成していただく必要があります。同封の用紙(表面)をお使いいただくか、ご自身で別途作成されても構いません。医療保険者からの通知を明細書としてご提出いただくことも可能です。

領収書のみは提示または添付による申告は受け付けできません。必ず明細書を作成しご提出ください。

※総所得金額等とは、分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(分離課税の退職所得を除く)の特別控除前の金額の合計額を加算した金額になります。

- 医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として令和2年中に一定の取組(健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診等)を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために特定の医薬品を購入した場合、以下の計算式によって計算した額の控除が受けられます。(上限額8万8千円)

$$\text{【控除額】} = \text{スイッチOTC医薬品の購入金額} - \text{保険金などで補填される金額} - 1万2千円$$

※申告する場合は、令和2年中に一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要です。**併せて、通常の医療費控除申告と同様に、「医療費控除に関する明細書」の提出が必要です。**

■申告書表面

⑬-2	対象商品の購入金額を記入してください。	スイッチOTC医薬品支払額	円
医療費控除の特例			

※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制との併用はできません。

雑損控除

必要書類：災害を受けた資産の明細書、り災証明書または被害の状況の判る写真等、修繕費等の領収明細、受領した保険金額の分かる書類

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族で令和2年中の総所得金額等が48万円以下である方が、災害や盗難、横領などにより住宅や家財などの損害を受けた場合や、あなたが災害に関連してやむを得ない支出をした場合に、以下の計算式によって計算した額の控除が受けられます。

【控除額】(1)又は(2)のいずれか多い方の金額が控除額となります。

(1) 差引損失額 - 総所得金額等 × 10%

(2) 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円

※差引損失額 = 「損害金額」 - 「保険金等補填金額」

■申告書表面

⑭雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円

社会保険料控除

必要書類：領収書、市発行の納付済額連絡票等、支払額を証明できるもの

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険税や、後期高齢者医療保険、国民年金、厚生年金、介護保険、社保任意継続保険、農業者年金などの保険料を、あなたが令和2年中に支払った場合、控除が受けられます。

※(注意) 配偶者等の国民健康保険税などのうち、年金特徴されている分については控除の対象外となります。

【控除額：支払った額】

■申告書表面

⑮社会保険料控除	国民健康保険	円	国民年金	円
	後期高齢者医療保険	円	()	円
	介護保険	円	合計	円

(注意) 必要書類の記載がある項目について、申告の際に提示または添付がない場合は控除が受けられません。

小規模企業共済等掛金控除

必要書類：支払額を証明する書類

小規模企業共済制度に基づく掛金（旧第2種共済掛金を除く。）、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金又は心身障がい者扶養共済の掛金をあなたが令和2年中に支払った場合に控除が受けられます。

【控除額：支払った額】

■申告書表面

⑩小規模企業共済等掛金控除 円

生命保険料控除

必要書類：保険の種類、契約者、受取人、支払額を証明する書類

あなたやあなたの配偶者又は親族を受取人とした生命保険料（配当金や割戻金がある場合は差し引いた金額）を、あなたが令和2年中に支払った場合に控除が受けられます。

【控除額：下記計算表のとおり】

旧契約（平成23年12月31日までの契約）		新契約（平成24年1月1日以後の契約）	
支払保険料の金額	控除額	支払保険料の金額	控除額
15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+ 7,500円	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+ 6,000円
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円
70,001円以上	35,000円（限度額）	56,001円以上	28,000円（限度額）

※新契約と旧契約の両方の控除を適用する場合は、各保険ごとの控除額の合計額を適用（限度額は28,000円）

なお、旧契約だけで控除額が28,000円を超える場合は35,000円まで適用可

※複数ある場合は各々の控除額の合計額を適用（限度額は70,000円）

■申告書表面

⑪生命保険料控除	新生命保険料の支払額		旧生命保険料の支払額	
	8706	円	6506	円
	新個人年金保険料の支払額		旧個人年金保険料の支払額	
	8806	円	6606	円
⑫介護医療保険料の支払額	円		円	
	8906	円		

地震保険料控除

必要書類：保険の種類、契約者、受取人、支払額を証明する書類

損害保険契約等に基づく地震等損害部分の保険料又は掛金をあなたが令和2年中に支払った場合に控除が受けられます。（上限額は25,000円）

【控除額：右記計算表のとおり】

平成18年末までに契約した長期損害保険料（保険又は共済期間が10年以上で満期返戻金があるもの）については、旧長期損害保険料として従来通り控除の対象となります。

区分	支払保険料	控除額
地震保険料	支払った保険料の1/2 （控除限度額 25,000円）	
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払額全額
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
	15,001円以上	10,000円

■申告書表面

⑬地震保険料控除	地震保険料の支払額		旧長期損害保険料の支払額	
	円	6806	円	円

寡婦（ひとり親）控除

◎令和3年度改正 ・生計を一にする子を有する際の要件から婚姻歴や性別を撤廃。
・寡婦控除及びひとり親控除の本人の所得要件を一律500万円以下とする。
・住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。

あなたが令和2年12月31日現在、次のいずれかに該当し、令和2年中の合計所得金額が500万円以下の場合に控除が受けられます。

【控除額 寡婦：26万円 ひとり親：30万円】

「寡婦」「ひとり親」に該当しない方で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方。

- (1) 夫と離婚した後再婚していない方で、令和2年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする扶養親族を有する方。
- (2) 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方。

「ひとり親」

ひとり親（死別（生死不明）、離婚した後再婚していない方、未婚）で、令和2年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する方。

■申告書表面

⑭寡婦、ひとり親、勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 未帰還	<input type="checkbox"/> ひとり親控除
-----------------	--	---------------------------------

(注意) 必要書類の記載がある項目について、申告の際に提示または添付がない場合は控除が受けられません。

勤労学生控除

必要書類：学生証

◎令和3年度改正 ・要件となる所得を一律10万円引き上げ。

あなたが令和2年12月31日現在、控除の対象となる学校等の学生または生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、令和2年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ、うち自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合に控除が受けられます。

【控除額：26万円】

■申告書表面

勤労学生控除
(学校名)

障がい者控除

必要書類：障がい者手帳・療育手帳など障がいの程度が分かるもの

令和2年12月31日現在で本人、同一生計配偶者※、扶養親族が障がい者である場合に控除が受けられます。

【控除額 普通障がい者：26万円 特別障がい者：30万円 同居の特別障がい者：53万円】

「普通障がい者」：特別障がい者に該当しない方。

「特別障がい者」：身体障がい者手帳1・2級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、療育手帳A判定の方など。

「同居の特別障がい者」：同一生計配偶者及び扶養親族のうち、特別障がい者で、かつ本人又は配偶者もしくは本人と生計を一にするその他の扶養親族のいずれかと同居している方。

■申告書表面

申告者本人が障がい者の場合は、障がいの程度を記入してください。		②障がいの程度	身・精・療・他	級
① 控除対象配偶者等	氏名	生年月日	明・大昭・平	
	個人番号	②障がいの程度	身・精・療・他	級
同居・別居	合計収入	給与	円	年金
		円	合計所得	7906
③扶養親族に関する事項(扶養親族と別居又は書ききれない場合は裏面K欄に記入してください。)				
	氏名	生年月日	同居・別居	続柄
		明・大昭平・令	同・別	障がいの程度
	個人番号			身・精療・他
				級

※同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にし、前年の合計所得金額が48万円以下である配偶者のこと。

控除対象配偶者等

◎令和3年度改正 ・要件となる所得を一律10万円引き上げ。

あなたの令和2年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合、控除が受けられます。

【控除額：下記表のとおり】

配偶者の合計所得金額		あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
控配偶者	48万円以下		33万円	22万円	11万円	配偶者控除・ 配偶者特別控除適用なし
	老人配偶者控除		38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下		33万円	22万円	11万円	
	95万円超 100万円以下					
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円		
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円		
	133万円超		配偶者特別控除適用なし			

- 「老人控除対象配偶者」・・・S26. 1. 1以前生まれの方
- いわゆる内縁関係の配偶者や事業専従者となっている配偶者は該当しません。
- 配偶者特別控除は、あなたの令和2年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合に控除が受けられます。
- あなたの合計所得が1,000万円超で配偶者控除が適用されない場合でも、配偶者の合計所得が48万円以下の場合は、障がい者控除だけは適用されます。

■申告書表面

① 控除対象配偶者等	氏名	生年月日	明・大昭・平	
	個人番号	②障がいの程度	身・精・療・他	級
同居・別居	合計収入	給与	円	年金
		円	合計所得	7906

扶養控除

◎令和3年度改正 ・要件となる所得を一律10万円引き上げ。

あなたと生計を一にする親族で、令和2年中の合計所得金額が48万円以下の場合には控除が受けられます。

【控除額：下記表のとおり】※配偶者、事業専従者や他の所得者の扶養親族とされている方は該当しません。

区 分	適 用 条 件	控除額	
所得48万円以下 扶 養	一 般	S26. 1. 2～H10. 1. 1生まれの人(≒23～69歳)、H14. 1. 2～H17. 1. 1生まれの人(≒16～18歳)	33万円
	特 定	H10. 1. 2～H14. 1. 1生まれの人(≒19～22歳)	45万円
	老 人	S26. 1. 1以前生まれの人(≒70歳以上)	38万円
	同居老親等	S26. 1. 1以前生まれの人(本人又は配偶者の直系尊属で同居)	45万円
	年少扶養	H17. 1. 2以後生まれの人(≒0～15歳) ※非課税判定、障がい者・寡婦(ひとり親)控除では控除の対象	

申告書表面

⑳扶養親族に関する事項(扶養親族と別居又は書ききれない場合は裏面K欄に記入してください。)

氏 名	生 年 月 日	同居・別居	続柄	障がいの程度
	明・大・昭 平・令	同・別		身・精 療・他
個人番号				級

基礎控除

◎令和3年度改正 ・控除額を10万円引き上げ。
・所得に応じ段階的に控除額減少。

【控除額：下記表のとおり】適用条件に当てはまる場合は控除が適用されます。

区 分	適 用 条 件	控除額
基 礎	合計所得2,400万円以下	43万円
	合計所得2,400万円超～2,450万円以下	29万円
	合計所得2,450万円超～2,500万円以下	15万円

※合計所得2,500万円超過では控除なし
※申請書記載不要

専従者控除

事業専従者は、あなたと生計を一にする配偶者・その他15歳以上の親族で、1年のうち6か月を超えてあなたの経営する事業にもっぱら従事した方に限られます。事業専従者とした方は、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の対象とする事はできません。

【控除額：下記のとおり】

控除額は①または②のいずれか少ない額となります。

①事業所得÷(事業専従者数+1)

②配偶者………86万円

その他の親族…50万円

※専従者控除額は、あなたの所得以下でなければいけません。

申告書表面

D 事業専従者に関する事項

氏 名	生 年 月 日	従事月数	続柄	専従者給与(控除)額 円
	明・大・昭 平・令	ヶ月		円
個人番号				
	明・大・昭 平・令	ヶ月		円
個人番号				
青色申告特別控除額		円	専従者給与(控除)額の合計額	円

税額控除(算出した税額から差し引かれる額)

調整控除

所得税と市民税・県民税の人的控除額(扶養控除や基礎控除など)の差による負担増を調整するため、市民税・県民税の所得割額から、次の額を減額します。ただし、課税所得2,500万円超の方は適用外。

【算出方法】

市・県民税課税所得金額 200万円以下	A…人的控除額の差額の合計額 B…市県民税の課税所得金額 A、Bいずれか小さい額の5%
市・県民税課税所得金額 200万円超～2,500万円以下	{(人的控除額の差額の合計額) - (市県民税課税所得金額 - 200万円)} × 5% ※最低控除額：2,500円

【人的控除額の差】

区 分	差	区 分	差	納税義務者の合計所得金額				
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
基 礎	5万円	寡 婦	1万円	配 偶 者 控 除	一 般	5万円	4万円	2万円
	障がい者 普 通		1万円					
障がい者	10万円	ひとり親(母)	5万円	配 偶 者 特 別 控 除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	特 別	10万円	ひとり親(父)					
扶 養	22万円	勤 労 学 生	1万円	老 人	10万円	5万円	4万円	2万円
	同 居 特 障	22万円	扶 養					
扶 養	5万円	同 居 老 親 等	13万円	特 別 控 除	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
	一 般	5万円	同 居 老 親 等					
特 定	18万円	同 居 老 親 等	13万円	特 別 控 除	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円

配当控除

※分離課税を選択し申告した場合は、配当控除は受けられません。

種 類	課税総所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円を超える部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の分配		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配（下欄の場合を除く）		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成11年から18年まで、又は平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合で、かつ所得税から控除しきれない控除額がある場合、該当する居住開始年月日の①または②のいずれか小さい金額（控除限度額があります）が控除されます。

	平成26年3月31日までの入居者 または 平成26年4月以降入居の特定取得非該当者 (控除限度額97,500円)	平成26年4月～令和3年12月31日入居(※1)の 特定取得該当者 または 特別特定取得該当者 (控除限度額136,500円)
①	前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(※2)のうち、所得税から控除しきれなかった額	
②	前年分の所得税に係る課税所得金額等(※3)の5%	前年分の所得税に係る課税所得金額等の7%

※1) 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税率が8%又は10%である場合のみ適用となります。

それ以外の場合においては、5%（控除限度額97,500円）となります。

※2) 特定増改築等に係るものは除きます。

※3) 課税総所得、課税山林所得、課税退職所得の合計金額

寄附金税額控除

対象となる寄附金及び控除率については次のとおりです。控除対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の30%です。申告書表面④～⑦には寄附した総額を記載してください。

※ふるさと納税のワンストップ特例制度の適用申請した場合でも、申告される場合は、申告書表面の「E 寄附金に関する事項」を記載して提出する必要があります。

総務大臣の指定をうけた自治体への寄附（ふるさと納税）	
■確定申告(市申告)を利用した場合(①と②の合計) ①基本控除分：(寄附金－2,000円)×10% ②特例控除分：(寄附金－2,000円)×(90%－(寄附者の所得税の限界税率)×1.021) ※②の額は、住民税所得割額(調整控除後)の20%を限度とする。	
■ワンストップ特例を利用した場合(①と②と③の合計) ③申告特例控除額：特例控除分(②)に、下記の表に掲げる割合を乗じて得た金額。	
課税総所得金額－人的控除差調整額	控除割合
195万円以下	5.105/84.895
195万円超 330万円以下	10.21 /79.79
330万円超 695万円以下	20.42 /69.58
695万円超 900万円以下	23.483/66.517
900万円超	33.693/56.307

ふるさと納税指定対象外の自治体への寄附※ (寄附金－2,000円)×10%
宮崎県共同募金会及び 日本赤十字社宮崎県支部への寄附 (寄附金－2,000円)×10%
宮崎県または宮崎市が 条例で指定した団体への寄附 (県指定団体への寄附金－2,000円)×4% (市指定団体への寄附金－2,000円)×6%

※指定対象期間外に寄附をした場合の控除額です。各自治体の指定状況については総務省のホームページをご確認ください。

■申告書表面

E 寄附金に関する事項

都道府県 市区町村	特例控除 対象	寄附先	9538	④	円
	特例控除対象以外	寄附先	9638	⑤	円
条 例 指 定 分	宮崎県	寄附先	9838	⑥	円
	宮崎市	寄附先	9738	⑦	円

配当・株式等譲渡所得割額控除額

上場株式等の配当等による所得や源泉徴収有りの特定口座において株式等を譲渡した際の所得など、事前に市民税・県民税が源泉徴収されているものは原則申告の必要はありません。これらの所得を申告した場合は、その所得は所得金額に算入され、源泉徴収された税額は配当・株式等譲渡所得割額として所得割額から控除されます。

※異なる課税方式・・・上場株式等の所得について、住民税において所得税と異なる課税方式を選択する場合は、申告書裏面の「N」欄にチェックをし、**以下の2つを当初納税通知書が送達されるまでにご提出ください。**

- ・上場株式等の所得に関する課税方式選択用申告書（宮崎市ホームページよりダウンロードできます）
- ・特定口座年間取引報告書等の写し

申告書裏面

N 上場株式等の所得に関する事項

1. 上場株式等に係る譲渡所得・配当所得金額を総所得金額等を含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、右の各欄を記入してください。	配当割額控除額	円
	株式等譲渡所得割額控除額	円
2. 上場株式等に係る譲渡所得・配当所得・利子所得の市民税・県民税の課税方式を所得税と異なる方式を選択する場合、右欄にチェックを記入してください。	<input type="checkbox"/> 総合課税	<input type="checkbox"/> 申告分離課税
	<input type="checkbox"/> 申告不要制度適用	

市民税・県民税の概要について

■市民税県民税を算定する計算式は以下のとおりです。

市民税・県民税 = 均等割 + (所得割 - 調整控除 - 税額控除)

均等割	市民税：3,500円 県民税：2,000円（森林環境税 500円含む） ※平成26年度から令和5年度まで市民税500円、県民税500円引き上げ
所得割	(総所得金額 - 所得控除合計額) × 10% (うち市民税：6% 県民税：4%)

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき平成26年度から令和5年度まで均等割の税率が引き上げられています。

■以下に該当する場合は、非課税もしくは所得割が課税されません。

◎令和3年度改正 ・要件となる所得を10万円引き上げ。

◎非課税の人（均等割も所得割も課税されない方）	
賦課期日（1月1日）現在で、	
○生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 （生活扶助以外の扶助〈教育扶助、住宅扶助、医療扶助等〉は対象外）	
○障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人 →給与収入のみの場合は2,043,999円以下 未成年者（H13.1.3以後の生まれ） （公的年金収入のみの場合は、65歳未満 2,166,667円以下、65歳以上 2,450,000円以下）	
○前年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人 31万5千円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族※) + 28万9千円 （本人だけの場合は41万5千円）	
※0～16歳未満の扶養親族を含みます。	
◎所得割が課税されない人	
○前年中の総所得金額等が次の計算式で求めた金額以下の人 35万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族※) + 42万円 （本人だけの場合は45万円）	
○所得控除の合計額が総所得金額等を上回る人	
※0～16歳未満の扶養親族を含みます。	

■分離課税の所得と所得割の税率

- ・分離課税の所得・・・土地建物の譲渡、申告分離課税を選択した上場株式等の配当（株式の譲渡損失との通算と3年間損失繰り越し可）、株式の譲渡、先物取引による所得。
※申告の際には「分離課税等用申告書」が必要です。「分離課税等用申告書」は、宮崎市ホームページよりダウンロードできます。
- ・所得割の税率・・・給与所得や事業所得（総合課税所得）とは別の計算（分離課税）を行いますが、その保有期間等によって、課税計算の方法が異なります。個別にご相談ください。

申告書の提出方法

各種必要書類は3～11ページをご覧ください。

郵送もしくは申告会場にてご提出ください。なお、申告会場開設期間中(令和3年2月1日～3月15日)は、市民税課・各総合支所等の通常の窓口では申告受付をいたしませんのでご注意ください。

■ 郵送でのご提出方法 (同封の返信用封筒で市民税課へ郵送してください)

提出期限：令和3年3月15日(月)まで

必要書類：①市民税・県民税申告書(記入、押印漏れがないかご確認ください。)

②所得、所得控除を証明する書類の写し(該当のある方のみ)
同封の黄色の用紙(裏面)に貼付してご提出ください。

◎営業(農業)所得や不動産所得のある方は「収支内訳書」が必要です。
昨年度、営業(農業)所得や不動産所得のあった方にのみ同封しています。
宮崎市ホームページにも掲載しておりますので必要な方はご利用ください。

■ 申告に関するご相談がある方は、下記の期間に会場へお越しください。

受付期間：下記一覧のとおり【受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時(土・日曜日、祝日は除く)】
会場内の混雑を避けるため、可能な限り指定会場及び指定日時での来場にご協力ください。

必要書類：①市民税・県民税申告書

②印鑑(認印可)

③納税義務者の写真付公的機関発行の身分証明書(運転免許証など)

④所得、所得控除を証明する書類(該当のある方のみ)

◎営業(農業)所得や不動産所得のある方は「収支内訳書」が必要です。
必要な方は収入・各種経費等をまとめた帳簿等をご持参ください。

代理の方の場合は上記とあわせて来場者の身分証をご持参ください。

注意事項：新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、以下のとおりご協力をお願いします。

- ・マスクの着用をお願いします。
- ・来場の前にご自身で検温し、37.5℃以上の発熱がないことを確認してください。
- ・感染症の影響によっては申告会場が閉鎖される可能性があります。
閉鎖の際には宮崎市ホームページ等によりお知らせ致します。

会 場		期 間	会 場		期 間
青 島	内海やっこ荘	2月1日(月)・2日(火) (2日は午前9時～正午のみ受付)	佐 土 原	那珂地区公民館	2月4日(木)・5日(金)
	青島地域総合センター (2階地域センター会議室)	2月10日(水)・12日(金)		佐土原地区交流センター	2月8日(月)～10日(水)
北	西部地区農村環境改善センター	2月1日(月)・2日(火)		佐土原総合文化センター	2月24日(水)～3月5日(金)
木 花	木花公民館	2月3日(水)～5日(金)	田 野	二ツ山集落センター	2月2日(火)
赤 江	本郷公民館	2月24日(水)～26日(金)		田野西地区公民館	2月3日(水)
	赤江公民館	2月15日(月)～19日(金)		田野公民館(文化会館)	3月8日(月)～12日(金)
住 吉	住吉公民館	2月16日(火)～19日(金)	高 岡	小山田自治公民館	2月9日(火)・10日(水)
生 目	生目の杜遊古館※ (体験学習館)	2月16日(火)～19日(金)		高岡交流プラザ	2月3日(水)～5日(金) (3日は午後1時～午後4時のみ受付)
市 内 全 域	市民文化ホール (2階会議室)	3月3日(水)～11日(木)		花見構造改善センター	2月5日(金)
	宮崎市総合体育館 (大会議室へは体育館南側の 中央公民館からお入り ください。)	3月1日(月)～15日(月)	高岡地区農村環境改善センター	3月2日(火)～5日(金)	
			清武	清武総合支所(1階会議室)	2月12日(金)～25日(木)
			下加納自治公民館	3月9日(火)・10日(水)	

※生目地区の申告会場は、昨年度までの生目公民館から変更となり、「生目の杜遊古館」に変更になりました。

◆市民税・県民税の申告会場では、**確定申告の受付はできませんのでご注意ください。**
所得税の確定申告・還付申告会場は、イオンモール宮崎(2階イオンホール)です。